

2022年6月6日

本学学生の皆様
顧問教員 各位

奈良女子大学 副学長（教育担当）

課外活動実施における新たな方針について

課外活動は、学生の皆さんが自主的に行う活動であり、社会生活上必要な自立性や協調性、指導力などを養う重要な場となります。

この度、より充実した課外活動を行うことができるよう、課外活動実施における新たな方針を以下のとおり定めましたので、今後はこれに従って活動してください。

限られた学生生活において充実した課外活動を継続して行うことができるよう、コロナ感染拡大防止に向け、皆さんそれぞれが自覚を持った行動を心がけてください。

■公認団体の活動について

- *各団体は、それぞれの特性に応じた「課外活動における感染対策」を策定し、それに沿って活動を行う。
- *活動の可否や人数等の活動範囲については、コロナの感染状況に応じ、大学が規制または緩和を行う（2022年6月現在は活動人数制限なし）。
- *通常の活動（練習・試合参加）については1か月ごとに学生生活課に活動申請を行い、許可を得る。宿泊を伴う活動、有観客公演等は別途副学長の許可を得るものとする。

■公認団体による学外者の入構について

- *学外指導者は、1か月ごとの活動申請時に併せて申請する。
- *他大学生の入構については、本学公認団体の活動に必要な不可欠な場合に限り、学外指導者同様、1か月ごとの活動申請時に併せて申請する。加えて、所属大学による本学での活動の許可が必要（奈良教育大学は同一法人のため許可を省略）。
- *入構時には必ず当該部員が立ち会い、検温・消毒を実施する。また、各団体の感染対策の遵守を求めることとする。

■個人・非公認団体の活動について

- *使用責任者を明確にすることで屋内施設利用を認める。複数名で使用時は、施設利用申請時に利用者名簿を添付する。
- *専門的な知識・技能による学外者の指導が必要となる場合は、都度申請し内容に応じて副学長が可否を判断する。但し、申請は団体としての活動実績を有する非公認団体に限り、個人での申請は不可とする。
- *非公認団体の活動に参加するための他大学生の入構は、禁止とする。

■その他

- *対面でのチラシ配布は公認団体のみ認め、都度学生生活課に申請する。非公認団体は禁止。許可団体は所定の腕章を装着して配布する。新入生勧誘時など、多くの団体が一斉に実施する場合は、別途大学が照会のうえ、所定の日程・エリアに限り許可する。
- *飲食を伴う集会等は、公認・非公認を問わず禁止する。
- *対面での行事等は、都度申請が必要。内容により副学長が可否を判断する。

本件問い合わせ先：学生生活課学生生活係 0742-20-3280・3743